

京都市交通局管理規程第31号

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

第13条第2項中「，室」を削る。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)